

インサイダー取引防止のための 「内部者登録制度」のお知らせです。

証券界では、市場の公正性を維持する観点から、
お客様のインサイダー取引を未然に防止するため、内部者登録制度を整備しています。
制度の趣旨をご理解の上、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

内部者登録制度とは

お客様が初めて上場会社等の株式や社債等のお取引を行う場合に、証券会社での口座開設時に申込書等により、「上場会社等の役員等」であるかどうかを記載・登録していただく制度です。

また、お客様が「上場会社等の役員等」であるかどうかに関する変更があった場合にも、証券会社に対し、お届け出いただることになっております。

お客様にお届け出いただことになる「内部者(役員等)」は、下記の通りとなります。

チェックポイント

1 上場会社等の役員等

上場会社の取締役、監査役、執行役、会計参与のほか、参与、相談役、顧問、執行役員等、役員等に準ずる役職の方を含む。

上場投資法人(REIT、インフラファンド)の執行役員または監査役員。

上場投資法人(REIT、インフラファンド)の資産運用会社の役員。(取締役、会計参与、監査役または執行役をいう。)

2 上場会社の主要株主の方(総株主の議決権の10%以上)

3 配偶者・同居の方が上場会社等の役員等の方

4 上場会社の大株主の方(上位10位。主要株主の方を除く)

5 上場会社等の親会社、上場投資法人(REIT、インフラファンド)の主な特定関係法人または主な子会社

6 上場会社等の使用人その他の従業員のうち上場会社等に係る業務等に関する重要事実 (以下、「重要事実」という。)を知り得る可能性の高い部署に所属する方

7 上場会社等の役員等、上場会社等の親会社・上場投資法人(REIT、インフラファンド)の主な特定関係法人の役員等または上場会社等の主な子会社の役員等を退任されて1年以内の方

8 その他上場会社等の経営情報に接する方

9 上場会社等の親会社・上場投資法人(REIT、インフラファンド)の主な特定関係法人の役員等の方、または上場会社等の親会社・上場投資法人(REIT、インフラファンド)の主な特定関係法人の使用人その他の従業員のうち重要事実を知りうる可能性の高い部署に所属する方

10 上場会社等の主な子会社の役員等の方、または上場会社等の主な子会社の使用人その他の従業員のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方

内部者登録制度に関するQ&A

Q. 新たに口座を開設する場合、届け出はどうすればよいですか？

A. 新たに口座を開設される場合には、口座開設申込書にてお届け出ください。

Q. ① 既に取引を行っているが、今回新たに届け出を行うにはどうすればよいですか？

- ② 届け出内容を変更したいが、どうすればよいですか？
- ③ 届け出内容を確認したいが、どうすればよいですか？

A. お取扱窓口もしくはコンタクトセンターまでご連絡ください。

Q. ① 届け出は必ず行わなければならないのか？

- ② 届け出を行わなかつたらどうなるのか？

A. お届け出がなかった場合、お客様が勤務先の株式等を売買される際に当社で内部者の確認ができず、お客様が意図しないままインサイダー取引規制違反となってしまう可能性もありますので、お届け出をお願いしております。

Q. 役員宅に同居しているが、新たに口座を開設する場合、届け出はどのように行えばよいですか？

A. 新たに口座を開設される場合には、口座開設申込書にてお届け出ください。

Q. ① 上場会社等の親会社とはどのような会社ですか？

- ② 上場会社等の主な子会社とはどのような会社ですか？

A. 上場会社等の親会社とは、各証券取引所が情報開示の対象としている「上場会社の非上場の親会社」となります。また上場会社等の主な子会社とは、各証券取引所に上場している純粹持株会社（株式等を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。）の中核子会社となります。

詳しくはお取扱窓口もしくはコンタクトセンターまでご確認ください。

Q. 「重要事実を知り得る可能性の高い部署」とはどのような部署ですか？

A. 例えば、経理部、財務部、経営企画部、社長室などとなります。

詳しくはお取扱窓口もしくはコンタクトセンターまでご確認ください。

Q. 複数の会社の役員を兼務しているが、全てを届け出る必要がありますか？

A. 役員となっている全ての会社をお届け出ください。